

揭示期間 6.10-6.19

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 新潟市中央区古町通六番町973番地3、973番地6

防火対象物の名称 富士屋 古町本店

命令を受けた者の氏名 株式会社富士屋
代表取締役 渋谷 則俊

上記防火対象物は、消防法に違反しているので、令和8年5月22日、消防法第17条の4第1項の規定に基づき次の事項を命じたものである。

命令事項

令和8年12月31日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

新潟市消防局公告第18号

令和8年6月10日

新潟市消防長

阿部 一彦